

37企局第258号
昭和37年1月29日

通商産業局長 殿

通商産業省企業局長

割賦販売法の施行について

第38国会で成立した割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）は、昭和36年7月1日に公布され、昭和36年12月1日（第4章の規定は、公布の日）から施行され、第30条の規定は昭和37年7月1日から施行されることとなっているが、その解釈運用については、下記により遺憾のないよう万全を期されたい。

なお、報告徴収、立入検査の実施方法等については、別途通知する。

記

1. 法第2条について

- (1) 第2条第2項の「指定商品」は、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）別表に掲げられているが、同表各号に該当する具体例は、別紙(1)のとおりである。

なお、指定商品の範囲、分類については、原則として行政管理庁統計基準部商品分類専門部会編集の日本標準商品分類（昭和30年）に準拠しているの

で、同分類を参考にされたい。

また、この商品に該当する限り、中古品、輸入品または注文生産品であっても対象となる。

(2) 法第2条第3項に関し、事業所等において購入票等を従業員等に交付し、その従業員等が特定の小売店でそれと引換えに商品を購入し、事業所等が従業員等から当該商品の代金相当額を分割払いで取り立てて、販売業者に支払うものについては

(イ) 事業所等は、単に集金事務の代行機関にすぎず、販売業者が直接購入者に対して代金支払を請求できるものであれば、「割賦購入あっせん」に該当せず。

(ロ) 販売業者が、直接購入者に対して代金支払を請求できず、事業所等に対してのみ請求権を有し、事業所等は購入者の代金支払の有無にかかわらず、販売業者に対して全面的に支払責任を負うものであれば、「割賦購入者あっせん」に該当する。

ただし、現実に行なわれている形態は、必ずしも一定していないので、購入票等の発行方法、支払方法、支払責任の所在等について調査したうえ、個々の場合に即して認定されたい。

2. 法第3条および第4条について

法第3条は、販売業者に現金価格、割賦販売価格等を明示させて、購入者がこれを比較考量してその購入方法を決定しうるようにするための規定であるので、明示の方法は、顧客の見やすい方法により表示していれば、必ずしも一律であることを必要とせず、現金価格の1割増というような表示でもよい。

また、法第4条は、契約書面主義の慣行の確立を通じて購入者の保護を図るとともに、紛争を防止しようとするための規定であるので、同条の書面は、同

条各号の事項が記載されていれば足り、契約書であると否とを問わない。契約書で本条の要件を一部分しか充足しない場合には、それを補充するために別の書面を作成し、これと合わせて交付する方法をとってもよい。

両条は、訓示規定であるが、業者団体等を通じ、その義務の励行を指導されたい。

3. 法第5条について

法第5条は、賦払金の支払遅滞を理由に契約解除等を行なう場合の規定であるから、支払遅滞以外の理由で契約解除等を行なうことは、本条に違反しない。

ただし、本条制定の趣旨からいって、契約の内容に顧客に不当に不利な契約解除等の理由（例えば、転居、修理代未払等）を定めることは望ましくないもので、この点について業者団体等を通じ、指導されたい。

4. 法第6条について

(1) 法第6条第1号の「商品の通常の使用料」の額は、その商品について賃貸営業が行なわれていれば、その賃貸料が一応の参考となるが、そのような営業が行なわれていない場合は、当該商品の減価償却費、金利等を考慮した合理的な額が算定されるよう指導されたい。

(2) 本条は、契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限の規定であるので、解除されない場合の賦払金の遅延利息の特約については、本条の制限するところではない。ただし、この場合においても、本法制定の趣旨からいって購入者に不当に不利な条項を挿入することは望ましくないもので、この点について業者団体等を通じ、指導されたい。

5. 法第11条について

(1) 前払式割賦販売の方法による年間の販売額が政令で定める金額に満たない場合は、登録を要しないこととなっているが、その場合の「年間」とは歴年、年度等の区分にかかわらず、登録の必要の有無を判断しようとする時からさかのぼる1年間ということであり、「販売額」は契約額をいう。

(2) 「業として営んではならない」と規定されているが、「業として営む」というためには、

(イ) それによって経済的利益を得ようとする意思を有すること。

(ロ) 反復継続して行なう意思を有すること。

(ハ) 当該事業が親族関係、親密な友人関係その他これらに類する特別の人的関係が存在するが故に成立したものでないこと。

の三つの要件を具備することが必要である。

(3) なお、百貨店等の行なう友の会方式の販売（百貨店等が広く会員をつのり、会員から一定期間会費を受け入れ、期間満了後受入れ全額に相当する商品等を会員に販売する方式）が前払式割賦販売に該当するかどうかについては、前払式割賦販売は、特定の指定商品を販売し、代金の全部ないし一部を商品引渡し前に分割して受領する形態であるので、

(イ) あらかじめ商品を特定して百貨店等が代金を受領していれば、前払式割賦販売になり、

(ロ) 商品が特定していても、百貨店等において受領せず、会員個々の名義で銀行等に預金させ、満期になった後、百貨店等が受領する方式であれば、前払式割賦販売でなく、いわゆる文化預金式割賦販売として通常の割賦販売となる。

(ハ) また、商品を特定しないで会費を積み立てさせる場合は、割賦販売にはならないが、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」の

預り金禁止の規定に抵触するおそれがある。

したがって、友の会方式の販売を行なう場合は、会員個々の名義に分割して預金する方式をとるよう指導されたい。

6. 法第12条について

- (1) 登録申請書の記載事項である「営業所」、「代理店」の範囲については、「営業所」は、商法上登記を必要とする本店、支店のみでなく、広く営業の行なわれる場所（出張所等）を含み、「代理店」は、代理商（一定の商人のために継続反復してその営業の部類に属する取引の代理または媒介をする者）の店舗をいう。

また、ここにいう「営業所」、「代理店」は、前払式割賦販売に関係のない営業所、代理店は含まない。

したがって申請書には、上述の要件に合致する営業所代理店を記載し、第17条に規定する営業保証金の額の計算もこれらの営業所、代理店について計算することとする。

- (2) 登録の申請があった場合は、その申請書の記載事項、添附書類等について規定どおりであるか否かについて審査した上、正本1通、副本1通を本省に進達されたい（副本1通は、通商産業局において保管するものとする。）

その際、別紙(2)の登録副原簿を作成し、これに必要事項を記載しておくこととする。

なお、手数料として3,000円の印紙をはることとなっているが、印紙には消印をせずに進達されたい。

- (3) 割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第1条第2項第5号の「誓約書」は、法人として当該事項を誓約する書面であればよく、役員個々の誓約書は必要でない。

また、同項第6号の「代理店契約書の写し」については、2以上の代理店を有する場合に、その契約内容が全く同一であることを確認したときは、同文のものを重複して添附せず、代理店名を列記して処理することも差し支えない。ただし、これは、新規登録の場合の便法とし、変更登録の際は一店ごとに添附することとする。

7. 法第15条について

百貨店業者、製造業者から登録申請があった場合においては、その前払式割賦販売の事業活動が中小商業者の前払式割賦販売の事業活動に影響を及ぼしその利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、本条第3項の規定により登録を拒否できることとなっているので、申請書が提出されたときは、次のような事項についてできる限り調査し、当該調査結果と登録を拒否する必要があるかどうかについての意見を附したうえ、進達されたい。

- (イ) 当該地域における当該指定商品に係る前払式割賦販売業者の数および前払式割賦販売高
- (ロ) 申請者の当該指定商品に係る年間前払式割賦販売見込額ならびに前払式割賦販売価格および現金販売または前払式以外の割賦販売を行なっている場合は、その価格
- (ハ) 当該地域における当該指定商品の前払式割賦販売方式による購買力の増加見込
- (ニ) その他申請者の前払式割賦販売の当該地域における中小商業者の前払式割賦販売に及ぼす影響を知るために参考となる事項
- (ホ) 従業員数、生産高、販売高、対全国比率
- (ヘ) 当該営業区域における販売高、対当該営業地域比率
- (ト) 当該地域既存前払式割賦販売業者名

ただし、法施行の際現に前払式割賦販売を行なっている者に係るものについては、上記にかかわらず、申請者が前払式割賦販売を開始した時期および法施行の際の営業状況ならびに (ロ) に掲げる事項について調査して進達するものとする。

8. 法第31条について

- (1) 事業所等の行なう割賦購入あっせんについて、それが「業として営む」ものであれば、登録を必要とするが（「業として営む」については、5の項参照）、その場合に、経済的利益を得ようとする意思をもってなされているかどうかについては、手数料の徴収の有無、手数料をとっているとして実費弁償的なものか、純益をあげようとしているものか等が標準となると思われるので、この点について調査のうえ、個々の場合に即して認定されたい。
- (2) 本条の登録申請については、前払式割賦販売業者の登録申請の場合に準じて処理されたい。
- (3) なお、昭和34年10月の「百貨店業者の割賦販売の自粛について」の勧告は、割賦販売法の施行によって影響を受けない。